

涌谷町男女共同参画基本計画 【概要版】

▶ 計画期間: 令和4年度～令和8年度 ◀

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが出来、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

計画策定の趣旨

近年、男女共同参画の取組は少しずつ広まってきているものの、家庭や職場、地域における男女の固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が町内全域に浸透しているとは言えない状況です。

このため、町民誰もが個性と能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行に縛られることなく共に尊重しあう社会の実現に向けて、広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、本計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく、本町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく、本町における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。

本計画は「第五次涌谷町総合計画」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本町の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

計画の基本目標

基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革

- (1) 男女の固定的な役割分担意識の改革
- (2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施
- (3) 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 家庭生活における男女共同参画の実現

- (1) 男女が協力し、共に築く家庭生活への支援
- (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
- (3) 配偶者等からの暴力の根絶

基本目標Ⅳ 学校教育における男女共同参画の実現

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進
- (2) キャリア形成を支援する情報提供
- (3) DVやデートDVの防止・予防啓発の推進

基本目標Ⅴ 職場における女性の活躍推進

- (1) 職場における女性の参画の促進
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標Ⅵ 地域防災における男女共同参画の推進

- (1) 地域防災計画策定への女性の参画推進
- (2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発
- (3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用